○厚生労働省告示第　　号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二条の十三各号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の十三各号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月二十日）から適用する。

令和八年　　月　　日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の十三各号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条の十三各号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一　令第二条の十三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品　錠剤又はカプセル剤であっ

て、当該医薬品を露出させることによる変質又は変敗その他その調製における支障が生じるおそれがないもの

二　令第二条の十三第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品　前号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、錠剤、カプセル剤、顆粒剤、散剤、経口液剤、シロップ剤、経口ゼリー剤、経口フィルム剤又は生薬関連製剤のうち、調製時に質量又は体積を計ることを要しないもの